

特定教育・保育施設等の利用定員について

1. 概要

特定教育・保育施設等の確認を行う際には、施設の利用定員を定める必要がある。本市では、平成28年度から保育所3施設が整備による定員増、私学助成幼稚園1園が幼稚園型認定こども園への移行、小規模保育施設が改修による定員増を予定していることから、子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項、交野市子ども・子育て会議条例第2条の規定により、交野市子ども・子育て会議において各園の利用定員設定について意見を聴取するものです。

なお、幼稚園型認定こども園への移行については、大阪府の設置認可を前提とします。

2. 対象となる特定教育・保育施設

新・継	変更事由	施設種類	施設名	区域	定員変更	認可定員				利用定員									
						1号	2号	3号	計	1号			2号			3号			計
										5歳児	4歳児	3歳児	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	
継続	増改築	保育所	交野保育園	一・二中学校校区	変更前	—	75	45	120	—	—	—	25	25	25	15	15	15	120
					変更後	—	86	64	150	—	—	—	30	28	28	28	24	12	150
継続	増築	保育所	わかば保育園	一・二中学校校区	変更前	—	96	24	120	—	—	—	40	36	20	12	9	3	120
					変更後	—	90	64	154	—	—	—	30	30	30	30	22	12	154
継続	増築	保育所	私部保育園	一・二中学校校区	変更前	—	63	27	90	—	—	—	22	21	20	17	7	3	90
					変更後	—	72	48	120	—	—	—	24	24	24	24	18	6	120
新規	移行	幼稚園型認定こども園	ふじがお幼稚園	三・四中学校校区	新規	95	15	0	110	35	35	25	5	5	5	—	—	—	110
合計					変更前	0	234	96	330	0	0	0	87	82	65	44	31	21	330
					変更後	95	263	176	534	35	35	25	89	87	87	82	64	30	534
増減						95	29	80	204	35	35	25	2	5	22	38	33	9	204

3. 対象となる特定地域型保育事業

新・継	変更事由	施設種類	施設名	区域	定員変更	認可定員				利用定員										
						1号	2号	3号	計	1号			2号			3号			計	
										5歳児	4歳児	3歳児	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児		
継続	改修	小規模	にこにこ保育園	一・二中学校校区	変更前	—	—	14	14	—	—	—	—	—	—	—	3	4	7	14
					変更後	—	—	19	19	—	—	—	—	—	—	6	7	6	19	
増減						—	—	5	5	—	—	—	—	—	—	3	3	▲1	5	